

飯山市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 平成31年1月28日（月）午後3時00分～午後4時33分
- 2 場 所 飯山市役所4階 全員協議会室
- 3 委員の出欠（敬称略、以下同じ）

出席委員	岩村 弘	山本 芳幸	宮本 秋博	小林 賢一
	高橋 智子	服部 達史	石坂 克彦	横田 純
	三橋 寛一	岸田 勉	池田 澄子	阿部 澄雄
	高橋 春三	今清水 徳子		
欠席委員	関 聖二			
- 4 説明等のために会議に出席した理事者・職員

飯山市長	足立 正則				
民生部長兼市民環境課長	清水 俊文	税務課長	小野澤 清登		
税務課市民税係長	佐藤 恭史	市民環境課国保年金係長	中寫 静子		
〃 市民税係	高津 翔	〃 国保年金係	小林 和幸		
- 5 傍聴者 なし
- 6 諮 問 飯山市長から「飯山市国民健康保険課税額等について」諮問
- 7 議 事 (1) 平成31年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果について
(2) 平成31年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて
(3) その他
- 8 会議録署名委員

山本 芳幸 委員	岸田 勉 委員
----------	---------

1 開 会

事務局：お世話様でございます。大変お忙しいなかお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより飯山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。しばらくの間進行を務めさせていただきます民生部長の清水でございます。皆様のお手元でございます運営協議会の次第にそって進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。まず、あいさつでございますが運営協議会長の池田会長よりよろしく願います。

2 あいさつ

会 長：みなさんこんにちは。本日はお忙しい中、飯山市国民健康保険運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。昨年来よりこの協議会において皆様からご意見を頂いてまいりましたが、今年もよろしく願いいたします。委員として改めて国民健康保険がとても大切な制度だと思っています。飯山市だけでなく、長野県そして日本国中が少子高齢化に伴い、支払われる国保税と利用分である医療費の兼ね合いが大変難しい現実となっています。国民健康保険の事業を、どのようにしたらみんなが安心して暮らせるための制度として成り立っていくのか、こういう状況下にあって何が最善の策となるのか、皆様のお知恵を頂きながら、結論を導いていくことができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして足立市長からご挨拶をお願いいたします。

市 長：皆様こんにちは。今日は国民健康保険の運営協議会ということで委員の皆様大変ご苦勞様でございます。日本の健康保険は皆保険制度ということで、誰もがどこの医療機関でも受診できるという大変優れた制度でございます。アメリカなどは民間の生命保険に自分で加入しなくてはならないので、誰でもというわけにはまいりません。従って国民健康保険はとても大事な制度ということになるわけですが、今日飯山市の国民健康保険については、重要な保険料の改定についてもご協議いただく予定と聞いております。市町村国民健康保険はずっと市町村単位で運営を行ってききましたが、平成30年度より長野県が保険者に加わり長野県全体で運営されるようになりました。国保税について将来的には県下統一の基準で課税をしていきたいという取り組みで動き始めておりますが、現状では各市町村で賦課徴収を行っております。従いまして課税基準等についてもまだ市町村間で異なっております。一世帯当たりの平等割、一人当たりの均等割、所得に対する所得割の他に飯山市では資産税に対する資産割で国保税を計算しますが、この資産割ですが、県ではなく市方向で算定されることになり、また他市では資産割がないところもございます。ただし今の飯山市ですぐに資産割を全てなくしてしまうということは、均等割や平等割に負担がかかることにもなるので難しいものがございます。今日、私から会長に国保税の課税額等について諮問させていただきますが、どういうバランスでもって行ったらいいのか、この運営協議会で検討していただく中で、今日は次期の保険税の課税基準について十分ご議論いただきお決めいただければと思っております。市民の方の国民健康保険税についてとても大事な会議でございます。何卒よろしく願いいたします。

3 会議録署名委員指名【会長が指名】

事務局：3番の会議録署名委員の指名を会長よりお願いいたします。

会 長：それでは本日の会議録署名人として、山本委員さん、岸田委員さんよろしくお願ひいたします。

【署名委員】 山本 芳幸 委員 ・ 岸田 勉 委員

4 諮 問

事務局：ありがとうございます。4番の諮問でございます。市長より池田会長にお渡しいただきますが、平成31年度の国民健康保険事業費納付金につきまして、1月15日付で県から確定係数による算定額が示されました。これに基づきまして市長より諮問頂くというものでございますのでよろしくお願ひいたします。

【市長 諮問書を朗読のうえ会長へ】

事務局：ありがとうございました。なお市長につきましてはこの後公務がございますのでここで退席をいたしますが、よろしくお願ひいたします。

【市長退席】

事務局：私より諮問の内容確認としまして、再度「記」以下を朗読いたしますのでご確認をお願ひいたします。

【部長 諮問書を朗読】

5 議 事【進行：会長】

事務局：5番の議事進行にきましては、池田会長よりよろしくお願ひします。

会 長：ただいま市長さんより諮問を受けましたので、これに基づきましてこれから協議に入りたいと思います。よろしくお願ひします。それでは議事を進めます。1番目でございます。「平成31年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果」でございます。事務局より説明をお願ひします。

事務局：それでは、「飯山市国民健康保険運営協議会 次第」とあります冊子に基づいてご説明いたします。資料を1枚お捲りください。それでは資料1からご説明申し上げます。

(1) 平成31年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果について

【事務局（国保年金係）より説明】

- ・平成31年度国民健康保険事業費納付金の確定係数による算定結果について

【資料1 1ページ2ページ】

県より示された、飯山市の平成31年度国保事業費納付金の納付額は約6億4,480万円。前回12月26日の会議における仮係数による試算額より、約810万円の増額。また平成30年度の納付額と比較し、約6千540万円の増額。

会 長：ありがとうございました。ただいまの説明に対しご質問等ございますか。

(質疑等なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは次に2番目、「平成31年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて」の説明をお願いします。

(2) 平成31年度飯山市国民健康保険特別会計の国保税見直しについて

【事務局（国保年金係）より説明】

【資料2-1】

国民健康保険特別会計 平成31年度歳入歳出決算見込みについて

○歳入

平成31年度国保事業費納付金が仮係数試算時と比較し、およそ1千万円弱増額となったことをふまえ、現年度分国保税税額について、決算ベースで486,080千円を担保する必要がある。

収納率を98%と見込むと課税（賦課）額は496,000千円・・・①

現行税率における課税額では435,910千円・・・②

② - ① 60,090千円 ⇒ 現年度課税額について60,000千円の増額要

※ 国民健康保険基金について、17,377千円繰入見込。

○歳出

平成31年度国保事業費納付金の一般被保険者分は、平成31年1月15日付県通知確定係数による算定結果に基づく

【資料2-2】

平成30年度現行国保税率及び平成31年度国保税改定案《第1案～第3案》

会 長：ご質問等ございますか。

委 員：今、国保税で未納となっているのはどのくらいあるのか？

事務局：国民健康保険税の平成29年度徴収実績ですが、現年度分課税額で約4億5,900万円、そのうち未納額が700万円ほどで収納率は約98%です。過去の滞納繰越分になると1,300万円ほど未納額があり収納率は約34%です。現年度と滞納繰越分を合わせますと約95%の収納率です。

委 員：歳入見込の国保税は飯山市が市民から集める税金ですが、他の収入財源は何ですか？

事務局：県の交付金や市の一般会計からの法定分繰入金また基金繰入金です。

委 員：例えば一人世帯で世帯分（平等割）が大きいのは大変な気がする。その辺はどうなのか。

事務局：平等割と均等割について、県から示された標準保険料率では若干均等割が高い状況です。

委員：平等割が少なすぎると個人分である均等割が大きくなってしまいうことになるが。

会長：今後、資産割を段階的に見直していくことも必要なので、平等割と均等割りの負担がどうしても増える傾向になるのかなとは思いますが、問題はその配分をどうするかということですね。

委員：現実には示された数字が動かしようがないとすれば、どういう配分で割り振るのか考えるしかない。

委員：国保税が増えるのは止む無しということで、前回の会議では、試算された第1案で国保税を増額改訂してもいいのではないかとこのところまで話がありましたが。改定案を煮詰めていけばいいですね。

会長：皆様よろしいでしょうか。

(委員了承)

会長：ありがとうございます。それでは【資料2-2】の改定案ですが、第1案から第3案についての説明を再度お願いします。

【事務局より説明】

・改定 第1案

国保税6千万円増額を見込み、その分を所得割に2分の1、均等割・平等割に4分の1程度上乗せ。さらに資産割の課税額を10分の1減らし、その分を均等割・平等割に上乗せし課税。

・改定 第2案

国保税6千万円増額を見込み、その分を所得割・均等割・平等割に3分の1程度上乗せ。さらに資産割の課税額を10分の1減らし、その分を均等割・平等割に上乗せし課税。

・改定 第3案

国保税6千万円増額を見込み、その分を所得割・均等割・平等割に3分の1程度上乗せ。さらに資産割の課税額を10分の1減らし、平等割に上乗せし課税。

第1案では増額分を応能分である所得割と応益分である均等割・平等割にほぼ半々で負担させることで、応益分の増加を抑えながら、徐々に資産割を減額し県が示す負担割合を目指す。第2案・第3案では第1案より応益分（均等割・平等割）に寄せているので、その分均等割と平等割の金額が増加することになる。

会長：資産割を段階的に引き下げて、均等割・平等割がだいたい向こう10年で少しずつ増えていくということですね。

委員：資産割は最後0になる？

事務局：そうなります。いきなり極端に引き下げると他に影響が大きいので徐々にということになります。

会 長：10年かけて資産割を毎年引き下げていくのか、例えば2～3年おきにするのかは、またこの協議会で議論していくわけですね。

委 員：県の見直しは3年に1回になる？

事務局：県の運委方針を見直すのが、まず3年後ということで、そこで市町村と協議したロードマップを示す予定と聞いています。

会 長：最終的には県が示す応能と応益割合である49対51を目指すわけですね。

委 員：資産割は毎年10分の1ずつ引き下げたほうが負担が少ない気もする。

委 員：県が目指す割合に近いのは2案だとは思いますが。心情的には1案ですが。

事務局：第2案は1案より応益（平等割・均等割）分負担を多くしたので、その変化としては大きくなりますが。

委 員：どの案だとしても最終的には県の示す割合に割合になるわけだから、いきなり大きく変わらないで、第1案でいいと思います。

委 員：国保税引き上げとならざるを得ないなら、徐々に変わるほうがいいような気はします。

会 長：考え方はいろいろだと思いますが、事務局としては今後の予定をどのように考えますか？

事務局：事務局としては、本日仮決めをしていただいてそれぞれ持ち帰っていただき、2月13日に再度協議会を開催しますので、そこで正式決定をいただいたうえで市長へ答申をお願いしたいと考えています。

会 長：皆様いかがでしょうか。今の段階で第1案でよろしい方は挙手をお願いします。

【委員挙手】

会 長：ありがとうございます。それでは平成31年度の飯山市国保税は6,000万円増額を見込み、ついては第1案による改定として合意をいただいてよろしいでしょうか。

（委員了承）

会 長：ありがとうございます。それではその他ございますでしょうか。

委 員：2月13日の会議招集は今日の内容と大きく変わるものがあるからか？

事務局：大きな変更はございません。県知事名による国保事業費納付金の確定通知が1月末ごろだと思いますが、今日お示したものとほぼ変わるものではないと考えています。

委員：いずれにせよ第1案で改定することに変更はないと想定されることなので、今日の決定で問題はないと考えます。

会長：ありがとうございます。本日、お決めいただくということで皆様よろしいでしょうか。

(委員了承)

事務局：皆様ありがとうございます。なお答申案については、会長と職務代理及び事務局にご一任いただき、2月13日に市長へ答申するというところでよろしいでしょうか。

(委員了承)

会長：ありがとうございます。皆様のお気持ちも含め答申書を市長さんにお渡しいたします。

事務局：それでは2月13日については運営協議会の開催はいたしません、会長及び職務代理のお二人は市長への答申ということで、午後4時30分より行いますのでご予約をお願いいたします。

・答申書の提出について

- ①日 時 平成31年2月13日(水) 午後4時30分
- ②場 所 飯山市役所 3階 市長応接室
- ③出席者 池田会長 高橋職務代理

【会長及び職務代理 了承】

会長：昨年より大変難しい問題だと思進めさせていただきましたが、皆様のお力添えにより合意いただきましたこと心より感謝申し上げます。これからも国民健康保険の実情というのは大変だと思いますが、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。
それでは事務局にお返しいたします。

6 その他

事務局：長時間にわたりご審議いただき、お決めいただきましてありがとうございました。繰り返しになりますが、その他(1)の2月13日の第4回運営協議会につきましては先ほどお決めいただきましたので、中止といたします。なお、会長と職務代理のお二人により、13日(水)午後4時30分より市長へ答申をいたします。答申案につきましては、会長と職務代理にお目通しいただき決定しまして委員の皆様にお配りいたします。よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。以上を持ちまして運営協議会を閉会いたします。

7 閉 会

(終了 16 時 33 分)